

令和4年1月7日
事務連絡

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言
及びまん延防止等重点措置に係る対応について⑦
（住居確保給付金の求職活動要件について）

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項に基づき、令和4年1月9日から、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を広島県、山口県及び沖縄県とすることが決定されたところです。

当該措置にかかる都道府県知事は、同法に基づき、飲食店や飲食店以外の施設に対する営業時間の短縮等を要請することができます。また、こうした要請に至らない場合においても、各事業者が自主的に営業を停止することも想定されます。

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下（以下「緊急事態宣言等」という。）における住居確保給付金の求職活動要件に係る対応につきましては、令和3年11月19日付事務連絡「「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（生活困窮者支援分）について」において周知したところですが、今回のまん延防止等重点措置を受けて、改めて下記のとおり対応をお願いいたします。

なお、広島県、山口県及び沖縄県以外の都道府県においても、今後、緊急事態宣言等の対象区域の拡大等の可能性もあることから、対象区域に追加された場合には、同様の対応をお願いいたします。

記

一 生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく公共職業安定所等への求職の申込みについて

公共職業安定所への求職の申込みについては、「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について（その2）」（令和2年12月28日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）二に示したところですが、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口（以下「公共職業

安定所等」という。)への求職の申込みについては、今般の緊急事態宣言等が解除される月の翌月末までの間、できる限り公共職業安定所等への来所によらない方法での求職申込みを推奨することとしますので、その方法も含め、申請者等へ確実な周知をお願いします。

二 生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく受給者の求職活動について

緊急事態宣言等が解除される月の翌月末までの間、地域における感染の状況や就職面接会等の中止や延期等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問3-2①「受給中に常用就職した場合」(ただし書き以降)を準用することとし、再々延長期間中の受給者を含め、求職活動要件を以下のとおり緩和して差し支えありません。

- ・ 自立相談支援機関への相談については、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な場合は、電話やオンライン相談など、非対面による方法を検討していただくほか、従前のとおり、改・参考様式9の活用により、状況を月1回報告させるとともに、給与明細の郵送をもって収入の確認に代えることができること。
- ・ 「月2回以上の公共職業安定所等の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については回数を減ずる又は免ずること。
- ・ また、「月2回以上の公共職業安定所等の職業相談等」については、できる限り公共職業安定所等への来所によらない方法を推奨すること。

なお、特に生活再建が急務である受給者において、オンライン等による企業への応募・面接等、可能な範囲で求職活動を行っていただくことは差し支えありませんので、受給者の生活の状況等に応じて、就職活動等に対する対応、支援を引き続きお願いします。

三 支援プランの作成について

支援プランの決定にあたっては、順次の作成をお願いしているところですが、緊急事態宣言等の地域においては、対面によるアセスメントの際等に、受給者自身の感染リスクの高まりや、自治体等職員への過大な負担が生じる懸念があります。ついては、重点的な支援を行うべき者、オンライン等での対応が可能な者、再々延長決定を行った者等から優先してプランを作成するなど、地域の実情に応じたご対応をお願いします。

以上

(参考1)「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」

問3-2

①受給中に常用就職した場合

(略)

ただし、その実施方法については、勤務時間や内容が分かる雇用契約書等の書類を提出させるとともに、聞き取りを行い、就労状況の確認を行った上で、対象者と調整し、行うこと。また、勤務状況により、どうしても困難な場合は、電話等の手段により状況を報告させるとともに、給与明細の郵送をもって代えることができることとする。

なお、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については、緩和することとする。